

青森県報

号外第八十一号

令和七年
九月二十九日
(月曜日)

目 次

教育委員会

○青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令……(職員福利課) ……

公営企業

○青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程……(整備企画課) ……

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第八号

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程(平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

七 文書管理システム 電子計算機(入出力装置を含む。)を利用して文書の収

受、起案、決裁、保存、移管、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システムをいう。

八 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第

二条第一項に規定する電子署名をいう。

(起案)

第二十六条の二 文書の起案は、文書管理システムを用いて、別に定める方法により行わなければならない。

第二十七条の見出しを「(文書管理システムによらない起案)」に改め、同条第一項中「文書の起案」を「前条の規定にかかわらず、文書管理システムを用いて文書の起案を行うことが適当でない場合における文書の起案」に改める。

第三十二条第一項中「起案文書」の下に「(第二十六条の二の規定により起案した文書を含む。次項、次条第一項並びに第三十五条第一項及び第二項において同じ。)」を加える。

第四十一条第一項中「施行」を「法令等の規定により電子署名を行うものを除くほか、施行」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システムから出力した文書については、契印の押印を省略することができる。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県公営企業管理規程第四号

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程

青森県公営企業文書規程（平成二十五年公営企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

六 文書管理システム 電子計算機（入出力装置を含む。）を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、移管、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システムをいう。

七 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第

二条第一項に規定する電子署名をいう。

第十七条の次に次の一条を加える。

（起案）

第十七条の二 文書の起案は、文書管理システムを用いて、別に定める方法により行わなければならない。

第十八条の見出しを「（文書管理システムによらない起案）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「文書」を「前条の規定にかかわらず、文書管理システムを用いて文書の起案を行うことが適当でない場合における文書」に改める。

第二十三条中「起案文書」の下に「（第十七条の二の規定により起案した文書を含む。）」を加える。

第二十七条中「施行」を「法令等の規定による電子署名を行うものを除くほか、施行」に、「又は第四号」を「から第五号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 文書管理システムから出力した文書

附 則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭